静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 制定の背景および趣旨

　児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和４年６月15日に改正され、令和６年４月１日に施行されたことに伴い、今まで児童養護施設の設備・運営基準を準用し運営していた一時保護施設について、より手厚い対応を行うため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第27号。以下「基準府令」という。）が新たに定められました。

この基準府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定しています。

この基準府令を受け、児童福祉法第12条の４第２項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めようとするものです。

＜条例の主な内容＞

・一時保護施設の第三者評価

・児童の権利擁護等

・設備の基準

・職員配置基準

・夜間の職員配置

・一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員

・衛生管理

・児童の健康状態の把握

・児童の教育

・その他運営に関する事項

・経過措置

2 市の基本的な考え方

　国が定める基準は項目ごと「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に区分されており、以下の条件が付されています。

従うべき基準…条例の内容は、基準府令の「従うべき基準」に従わなければならない。

⇒該当箇所：基準府令第６条～第13条、第15条第１号、第４号（面積に係る部分に限る。）、第12号、第17条第２項、第18条から第23条、第24条第２項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分及び入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第26条、第29条第３項、第33条

参酌すべき基準…条例の制定に当たっては、基準府令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。

⇒該当箇所：上記以外の事項

制定の検討に当たっては、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について、本市の実情に基準と異なるとすべき地域的な特殊性及び特段の事情がないため、当該基準のとおりとします。

3 施行日

　公布の日

4 基準府令

　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第27号）を添付しています。

　従うべき基準には網掛けをしておりますので、それ以外の参酌すべき基準（網掛け無し）の部分について、ご意見をお聞かせください。